

平成22年2月1日

暴力団排除条項の導入に伴う各種預金規定の改定のお知らせ

株式会社SBJ銀行(本店:東京都港区、代表取締役社長:宮村智)では、各種お取引のお申込の際に、お客さまが反社会的勢力には該当しないことの確認を徹底するなど、日々、反社会的勢力との関係遮断の取組みを推進しております。

今般、その取組みの一環として平成22年2月10日より各種預金規定に暴力団排除条項(※)を導入する改定を実施いたしますのでお知らせいたします。

この取組みは、平成19年6月に公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(政府指針)の内容を踏まえたものです。

改定後の各種預金規定は、改定以前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されます。改定内容につきましては、別紙「各種預金規定－新旧対照表」にてご確認ください。

当社では、今後も反社会的勢力との関係遮断の取組みを積極的に推進してまいりますので、お客様には、この取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

※暴力団排除条項

暴力団排除条項とは、預金者が暴力団等反社会的勢力であることが判明するなどした場合に、弊行の判断により契約を解除させていただくことを定めた条項です。

【添付資料】

- ・各種預金規定－新旧対照表

以上

本件についてのお問い合わせ先

SBJ銀行本店:〒105-6009 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号

電話:03-6403-0506

担当部:リスク管理・コンプライアンス部

別紙

普通預金規定

改定前	改定後
<p>12・解約等 (2)新設</p>	<p>(2) ④預金者が印鑑届等に記載した事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金口座を解約することができるものとします。 ① 預金者が、次のいずれかに該当すると認められた場合 A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業 E.総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等 F.その他前各号に準ずる者 ② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合 A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為 C.取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 D.風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為 E.その他前各号に準ずる行為</p>
<p>15.規定の改定 この規定を改定する場合は、当行本支店の窓口または当行ホームページにおいて、改訂内容を記載したポスターまたはチラシ等で告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。</p>	<p>16(同左)</p>
<p>(新設)</p>	<p>15. 反社会的勢力との取引拒絶 この預金口座は預金者が第11条(3)①A乃至F及び②A乃至Eのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条(3)①A乃至F及び②A乃至Eの一にでも該当する場合には当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>

普通預金規定(無利息型)

改定前	改定後
<p>12・解約等 (2)新設</p>	<p>(2) ④預金者が印鑑届等に記載した事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金口座を解約することができるものとします。 ③ 預金者が、次のいずれかに該当すると認められた場合 A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業 E.総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等 F.その他前各号に準ずる者 ④ 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合 A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為 C.取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 D.風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為 E.その他前各号に準ずる行為</p>
<p>15.規定の改定 この規定を改定する場合は、当行本支店の窓口または当行ホームページにおいて、改訂内容を記載したポスターまたはチラシ等で告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。</p>	<p>16(同左)</p>
<p>(新設)</p>	<p>15. 反社会的勢力との取引拒絶 この預金口座は預金者が第11条(3)①A乃至F及び②A乃至Eのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条(3)①A乃至F及び②A乃至Eの一にでも該当する場合には当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>

当座勘定規定

改定前	改定後
<p>第24条 解約 (新設)</p>	<p>第25条(同左) (2)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、又は解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 本人が、次のいずれかに該当すると認められた場合 A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業 E.総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等 F.その他前各号に準ずる者 本人が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合 A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為 C.取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 D.風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為。 E.その他前各号に準ずる行為</p>
<p>(新設)</p>	<p>第29条 反社会的勢力との取引拒絶 この当座勘定は第24条第2項第1号、第2号A乃至F及び第3号A乃至Eのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第24条第2項第1号、第2号A乃至F及び第3号A乃至Eの一にでも該当する場合には当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p>
<p>第28条 規定の改定 この規定を改定する場合は、当行の本支店の窓口またはホームページにおいて、改定内容を記載したポスターまたはチラシ等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。</p>	<p>第30条 預金の規定 本規定は、法令の変更、監督官庁の指示その他の必要性が生じた場合には、改訂されることがあります。本規定を改定する場合は、当行本支店の窓口または当行ホームページにおいて、改訂内容を記載して告知します。</p>

スーパー定期(自動継続方式)規定

改定前	改定後
<p>4.預金の解約、書替継続 (新設)</p>	<p>4.預金の解約、書替継続 (3)次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ②この預金の預金者が第8条第1項に違反した場合 ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ④預金者が印鑑届等に記載した事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合 (4)前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金口座を解約することができるものとします。 ①預金者が、次のいずれかに該当すると認められた場合 A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業 E.総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等 F.その他前各号に準ずる者 ②預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合 A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為 C.取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 D.風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為 E.その他前各号に準ずる行為</p>
<p>10.規定の改定 この規定を改定する場合は、当行本支店の窓口において、改定内容を記載したポスターまたはチラシ等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。</p>	<p>11.規定の改定 本規定は、法令の変更、監督官庁の指示その他の必要性が生じた場合には、改訂されることがあります。本規定を改定する場合は、当行本支店の窓口または当行ホームページにおいて、改訂内容を記載して告知します。</p>
<p>(新設)</p>	<p>10. 反社会的勢力との取引拒絶 この預金口座は預金者が第11条(3)①A乃至F及び②A乃至Eのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条(3)①A乃至F及び②A乃至Eの一にでも該当する場合には当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>

スーパー定期(非継続方式)規定

改定前	改定後
<p>4.預金の解約、書替継続 (新設)</p>	<p>4.預金の解約、書替継続 (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>②この預金の預金者が第8条第1項に違反した場合</p> <p>③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>④預金者が印鑑届等に記載した事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>(4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>①預金者が、次のいずれかに該当すると認められた場合</p> <p>A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者</p> <p>②預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為</p>
<p>10.規定の改定 この規定を改定する場合は、当行本支店の窓口において、改定内容を記載したポスターまたはチラシ等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。</p>	<p>11.規定の改定 本規定は、法令の変更、監督官庁の指示その他の必要性が生じた場合には、改訂されることがあります。本規定を改定する場合は、当行本支店の窓口または当行ホームページにおいて、改訂内容を記載して告知します。</p>
<p>(新設)</p>	<p>10. 反社会的勢力との取引拒絶 この預金口座は預金者が第11条(3)①A乃至F及び②A乃至Eのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条(3)①A乃至F及び②A乃至Eの一にでも該当する場合には当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>

開業記念定期預金規定(店頭用)

改定前	改定後
<p>4.預金の解約、書替継続 (新設)</p>	<p>4.預金の解約、書替継続 (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>②この預金の預金者が第8条第1項に違反した場合</p> <p>③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>④預金者が印鑑届等に記載した事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>(4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>①預金者が、次のいずれかに該当すると認められた場合</p> <p>A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者</p> <p>②預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為</p>

<p>10.規定の改定 この規定を改定する場合は、当行本支店の窓口において、改定内容を記載したポスターまたはチラシ等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。</p>	<p>11.規定の改定 本規定は、法令の変更、監督官庁の指示その他の必要性が生じた場合には、改訂されることがあります。本規定を改定する場合は、当行本支店の窓口または当行ホームページにおいて、改訂内容を記載して告知します。</p>
<p>(新設)</p>	<p>10. 反社会的勢力との取引拒絶 この預金口座は預金者が第11条(3)①A乃至F及び②A乃至Eのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条(3)①A乃至F及び②A乃至Eの一にでも該当する場合には当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>

開業記念定期預金規定

改定前	改定後
<p>4.預金の解約、書替継続 (新設)</p>	<p>4.預金の解約、書替継続 (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ②この預金の預金者が第8条第1項に違反した場合 ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ④預金者が印鑑届等に記載した事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合 (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金口座を解約することができるものとします。 ①預金者が、次のいずれかに該当すると認められた場合 A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業 E.総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等 F.その他前各号に準ずる者 ②預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合 A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為 C.取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 D.風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為 E.その他前各号に準ずる行為</p>
<p>10.規定の改定 この規定を改定する場合は、当行本支店の窓口において、改定内容を記載したポスターまたはチラシ等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。</p>	<p>11.規定の改定 本規定は、法令の変更、監督官庁の指示その他の必要性が生じた場合には、改訂されることがあります。本規定を改定する場合は、当行本支店の窓口または当行ホームページにおいて、改訂内容を記載して告知します。</p>
<p>(新設)</p>	<p>10. 反社会的勢力との取引拒絶 この預金口座は預金者が第11条(3)①A乃至F及び②A乃至Eのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条(3)①A乃至F及び②A乃至Eの一にでも該当する場合には当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>

大口定期預金(自動継続方式)定期規定

改定前	改定後
<p>4.預金の解約、書替継続 (新設)</p>	<p>4.預金の解約、書替継続 (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ②この預金の預金者が第8条第1項に違反した場合 ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ④預金者が印鑑届等に記載した事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合</p>

	<p>(4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>① 預金者が、次のいずれかに該当すると認められた場合</p> <p>A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者</p> <p>② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為</p>
<p>10. 規定の改定 この規定を改定する場合は、当行本支店の窓口において、改定内容を記載したポスターまたはチラシ等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。</p>	<p>11. 規定の改定 本規定は、法令の変更、監督官庁の指示その他の必要性が生じた場合には、改訂されることがあります。本規定を改定する場合は、当行本支店の窓口または当行ホームページにおいて、改訂内容を記載して告知します。</p>
<p>(新設)</p>	<p>10. 反社会的勢力との取引拒絶 この預金口座は預金者が第11条(3)①A乃至F及び②A乃至Eのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条(3)①A乃至F及び②A乃至Eの一にでも該当する場合には当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>

大口定期預金(非継続方式)規定

改定前	改定後
	<p>4. 預金の解約、書替継続 (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が第8条第1項に違反した場合</p> <p>③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>④ 預金者が印鑑届等に記載した事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>(4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>① 預金者が、次のいずれかに該当すると認められた場合</p> <p>A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者</p> <p>② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為</p>
<p>10. 規定の改定 この規定を改定する場合は、当行本支店の窓口において、改定内容を記載したポスターまたはチラシ等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。</p>	<p>11. 規定の改定 本規定は、法令の変更、監督官庁の指示その他の必要性が生じた場合には、改訂されることがあります。本規定を改定する場合は、当行本支店の窓口または当行ホームページにおいて、改訂内容を記載して告知します。</p>
<p>(新設)</p>	<p>10. 反社会的勢力との取引拒絶 この預金口座は預金者が第11条(3)①A乃至F及び②A乃至Eのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条(3)①A乃至F及び②A乃至Eの一にでも該当する場合には当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>

外貨定期預金規定

改定前	改定後
<p>7.預金の解約、書替継続 (新設)</p>	<p>7.預金の解約、書替継続 (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ②この預金の預金者が第8条第1項に違反した場合 ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ④預金者が印鑑届等に記載した事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>(5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金口座を解約することができるものとします。 ①預金者が、次のいずれかに該当すると認められた場合 A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業 E.総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等 F.その他前各号に準ずる者 ②預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合 A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為 C.取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 D.風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為 E.その他前各号に準ずる行為</p>
<p>16.規定の改定 この規定を改定する場合は、当行本支店の窓口において、改定内容を記載したポスターまたはチラシ等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。</p>	<p>18. 規定の改定 本規定は、法令の変更、監督官庁の指示その他の必要性が生じた場合には、改訂されることがあります。本規定を改定する場合は、当行本支店の窓口または当行ホームページにおいて、改訂内容を記載して告知します。</p>
<p>(新設)</p>	<p>17. 反社会的勢力との取引拒絶 この預金口座は預金者が第11条(3)①A乃至F及び②A乃至Eのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条(3)①A乃至F及び②A乃至Eの一にでも該当する場合には当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>

外貨普通預金規定

改定前	改定後
<p>11.解約等 (新設)</p>	<p>12.解約等 (2) ④預金者が印鑑届等に記載した事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ②この預金の預金者が第8条第1項に違反した場合 ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ④預金者が印鑑届等に記載した事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>(5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金口座を解約することができるものとします。 ①預金者が、次のいずれかに該当すると認められた場合 A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業 E.総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等 F.その他前各号に準ずる者 ②預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合 A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為 C.取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 D.風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、</p>

	又は当行の業務を妨害する行為 E.その他前各号に準ずる行為
14.規定の改定 この規定を改定する場合は、当行本支店の窓口において、改定内容を記載したポスターまたはチラシ等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。	16. 規定の改定 本規定は、法令の変更、監督官庁の指示その他の必要性が生じた場合には、改訂されることがあります。本規定を改定する場合は、当行本支店の窓口または当行ホームページにおいて、改訂内容を記載して告知します。
(新設)	15. 反社会的勢力との取引拒絶 この預金口座は預金者が第11条(3)①A乃至F及び②A乃至Eのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条(3)①A乃至F及び②A乃至Eの一にでも該当する場合には当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

通知預金規定

改定前	改定後
5.預金の解約 (2)新設	(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ②この預金の預金者が第8条第1項に違反した場合 ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ④預金者が印鑑届等に記載した事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合 (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金口座を解約することができるものとします。 ⑤ 預金者が、次のいずれかに該当すると認められた場合 A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業 E.総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等 F.その他前各号に準ずる者 ⑥ 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合 A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為 C.取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 D.風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為 E.その他前各号に準ずる行為
12.規定の改定 この規定を改定する場合は、当行本支店の窓口または当行ホームページにおいて、改訂内容を記載したポスターまたはチラシ等で告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。	13(同左)
(新設)	12. 反社会的勢力との取引拒絶 この預金口座は預金者が第11条(3)①A乃至F及び②A乃至Eのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条(3)①A乃至F及び②A乃至Eの一にでも該当する場合には当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

定期積金規定

改定前	改定後
7.解約 (新設)	8.解約 (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ②この預金の預金者が第8条第1項に違反した場合 ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ④預金者が印鑑届等に記載した事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合 (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金口座を解約することができるものとします。

	<p>⑦ 預金者が、次のいずれかに該当すると認められた場合 A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業 E.総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等 F.その他前各号に準ずる者</p> <p>⑧ 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合 A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為 C.取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 D.風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為 E.その他前各号に準ずる行為</p>
<p>14.規定の改定 この規定を改定する場合は、当行本支店の窓口または当行ホームページにおいて、改訂内容を記載したポスターまたはチラシ等で告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。</p>	<p>16(同左)</p>
<p>(新設)</p>	<p>15. 反社会的勢力との取引拒絶 この預金口座は預金者が第11条(3)①A乃至F及び②A乃至Eのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条(3)①A乃至F及び②A乃至Eの一にでも該当する場合には当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>